

令和2年度

結城市教育事務点検・評価結果報告書

令和3年1月

結城市教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	1
4	点検・評価結果の活用	3
5	点検・評価結果の概要	3
(1)	事務事業評価	3
①	事務事業の件数	3
②	評価項目と評価点	4
③	事業の方向性と内容	5
④	事務事業の改善方向性	6
6	令和2年度結城市教育事務点検・評価結果一覧表	7

【参考資料】

(I)	令和2年度結城市教育事務点検・評価実施方針	9
(II)	結城市教育事務評価委員設置規則	11
(III)	関係法令（抜粋）	13
(IV)	令和2年度結城市教育事務点検・評価の実施経過	14

1 趣旨

本市では、結城市総合計画に掲げる「未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり」を教育・文化の基本目標に、各種の施策・事業に取り組んでいるところです。

教育委員会の施策・事業については、これまでも広報誌やホームページ等で市民の皆様にお知らせしてまいりましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について、外部の知見を活用して点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しております。

教育委員会では、市民の皆様への説明責任を果たし、信頼される開かれた教育行政を推進するとともに、効果的な教育行政の一層の推進を図るため、「教育事務の点検・評価」を実施しており、その結果を報告するものです。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、結城市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する新規事務事業、主要事務事業及び一般事務事業を対象としています。

3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価に当たっては、事務事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の取組みの方向性を示しています。
- (2) 結城市が実施している行政評価システムを活用します。評価対象事業については、担当職員の記入者評価、及び担当課長の翌年以降の事業の方向性の判断（1次評価）を行い、企画調整会議により、1次評価の内容及び方向性が適切かを全庁的な視点に立って最終評価（2次評価）を行いました。
- (3) 外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する新規事務事業、主要事務事業及び一般事務事業の内部評価の結果を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する方々の外部評価とご意見をお聴きしたうえで、教育委員会において最終の点検・評価を行いました。

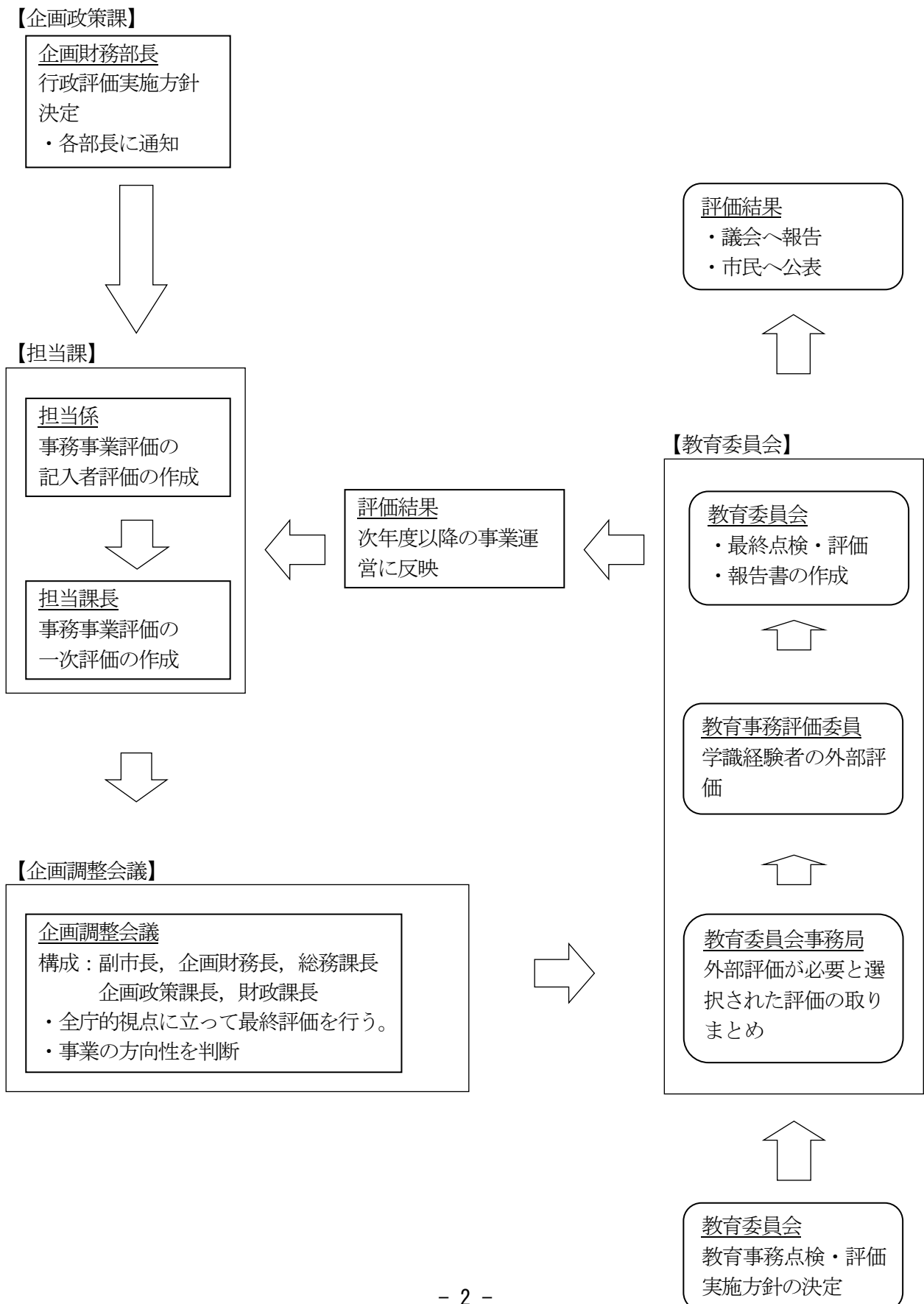
外部評価をいただいた「教育事務評価委員」の方々は、次のとおりです。

結城市教育事務評価委員（敬称略）

区 分	氏 名	役 職 等
代表評価委員	柳 田 正 子	元結城市教育委員会教育委員
評 価 委 員	田 邊 賢 二	元結城東中学校長、元市指導課長
評 価 委 員	保 坂 大二郎	元結城市PTA連絡協議会会長

※任期：令和2年11月1日～令和4年10月31日（2年）

(4) 教育事務点検・評価の流れ



4 点検・評価結果の活用

点検・評価の結果を踏まえ、事務事業及び教育活動の具体的な見直し、改善等を行い、次年度以降の事業運営及び学校運営に反映させます。

5 点検・評価結果の概要

(1) 事務事業評価

①事務事業の件数

令和2年度においては、第5次結城市総合計画実施計画に位置づけられており、令和3年度開始の新規事業、令和元年度から継続して実施している主要事務事業及び一般事務事業の中から、特に外部評価が必要と事務局が選択した表1の事務事業です。

点検及び評価対象事業

【表1】

NO.	主 要 事 務 事 業 名	担当課	備考
1	教育振興事業	学 校 教 育 課	
2	小学校 I C T 教育環境整備推進事業	学 校 教 育 課	
3	中学校施設整備事業	学 校 教 育 課	
4	児童生徒自立支援事業	指 導 課	
5	学校図書館運営事業	指 導 課	
6	紬のふるさと体験授業推進事業	指 導 課	
7	青少年教育推進事業	生 涯 学 習 課	
8	公民館運営事業	生 涯 学 習 課	
9	伝統的建造物群保存対策事業	生 涯 学 習 課	
10	スポーツ団体・指導者育成事業	ス ポー ツ 振 興 課	
11	体育施設管理事業	ス ポー ツ 振 興 課	
12	体育施設管理運営事業 (鹿窪運動公園管理運営)	ス ポー ツ 振 興 課	

これらの事務事業を、次の評価項目について、運営上の問題や課題を明らかにしたうえで評価を行い、次年度以降の事業の方向性を診断しました。

②評価項目と評価点

項目	評価の指標	評価	客観的評価点
必要性	<事業の必要性> 事業の必要性、緊急性は高いですか？	A	必要性は高い
		B	どちらとも言えない
		C	必要性は低い
妥当性	<実施主体の妥当性> 行政が実施すべき事業ですか？	A	妥当である
		B	どちらとも言えない
	<手段の妥当性> 事業の手段は現在の方法が適切ですか？	C	見直す必要がある
効率性	<コストの効率性・人員効率> 事業費、人件費の改善余地はありますか？	A	改善の余地はない
		B	どちらとも言えない
		C	改善の余地がある
公平性	<受益者の偏り> 受益者が特定の個人や団体に偏っていませんか？	A	偏りは見られない
		B	どちらとも言えない
		C	偏りがある
有効性	<成果向上の余地> 事務事業の成果は上がっていますか？ ※継続事業のみ	A	上がっている
		B	どちらとも言えない
		C	成果の向上は見られない
進捗度	<事業の進捗> ※継続事業のみ	A	順調である
		B	どちらとも言えない
		C	遅れている

③事業の方向性と内容

【新規事務事業】

事業の方向性	内 容
予定どおりの要求	事業内容に特段の問題がなく、事業成果が期待できるため、このまま予算要求するもの
一部改善の上要求	事業内容の一部見直しを図ることで、最大限の成果を期待することができるため、見直しを行なったうえで予算要求するもの
今回は見送り	成果が期待できないため、今回は予算要求しないこととするもの
その他の処置	他の事業の拡大等により、本事業の目的の達成等が期待できるもの

【主要事務事業】 及び 【一般事務事業】

事業の方向性	内 容
拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	・事業の拡大・重点化を図るもの ・人員や予算の拡大も含み、投入以上の成果(目標の拡大)を求めるもの
改善・改革しながら継続 (成果向上・コスト維持、 成果向上・コスト削減、 成果維持・コスト維持、 成果維持・コスト削減)	・投入量(予算・人員等)を維持しつつ、内容の充実・成果の拡大を図るもの ・投入量(予算・人員等)の縮小を図りつつ、内容の充実・成果の拡大を図るもの ・成果はそのまま、投入量(予算・人員等)を維持するもの ・成果はそのまま、投入量(予算・人員等)の縮小を図るもの
現状のまま継続 (改善・改革なし)	・「対応策提言等」に改善・改革の記入がないもの ・事業内容に改善点が全く無いので、事業を前年度と同様に実施していくもの
統合・新事業への展開	・他の事業との統合や新たな事務事業への衣替えを行ない、全体的な効率の向上、成果の向上を図るもの
縮小	・事業規模(人員や予算等)を削減するもの ・活動内容が削減される。なお、縮小による受益者への影響も考慮する。
休止・廃止・終了	・事業を一時的に休止し、様子を見る、あるいは廃止するもの。受益者への影響(説得等も含む)を考慮する必要がある。 ・事業が完成した、事業の目的が完全に達成された、あるいは、予定していた事業の期間が終了したもの

④事務事業の改善方向性

結城市教育事務点検・評価実施方針により、ホームページで公開することとされている事務事業の今後の方向性（令和２年度以降に向けての改善改革の方針）は、以下のとおりです。

【主要事務事業】及び【一般事務事業】

内部評価

区分	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	改善・改革しながら継続	現状のまま継続(改善・改革なし)	統合・新事業への展開	縮小	休止廃止終了	合計
件数		11	1				12
割合		92 %	8 %				100 %

外部評価

区分	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	改善・改革しながら継続	現状のまま継続(改善・改革なし)	統合・新事業への展開	縮小	休止廃止終了	合計
件数	5	7					12
割合	42 %	58 %					100 %

※ 内部評価において、「改善・改革しながら継続」と評価されたが、外部評価において「拡充」との評価結果となった事業が５事業、また、同様に「現状のまま継続」が「改善・改革しながら継続」との評価結果となった事業が１事業です。

教育委員会評価

区分	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	改善・改革しながら継続	現状のまま継続(改善・改革なし)	統合・新事業への展開	縮小	休止廃止終了	合計
件数	5	7					12
割合	42 %	58 %					100 %

※令和３年度開始の新規事業は無し。

6 令和2年度結城市教育事務点検・評価結果一覧表

番号	事務事業名	評価担当課	内 部 評 価								外 部 評 価		教 育 委 員 会 評 価		
			必要性	妥当性		効率性	公平性	有効性	進捗度	事業の方向性		事業の方向性	外部評価委員意見	事業の方向性	教育委員会意見
			事業	事業主体	手段	コスト・ 人員効率	受益者の 偏り	成果向上の 余地	事業の 進捗	1 次評価	2 次評価				
1	教育振興事業	学校教育課	B	A	A	B	B	A	A	現状のまま継続 （改善・改革 なし）	現状のまま継続 （改善・改革 なし）	改善改革しながら 継続	教育振興大会の開催内容の見直しや、重 複する事業の調整改善を行い、教育振興 の充実を図られたい。	改善改革しな がら継続	外部評価のとおり
2	小学校 I C T 教育環境整備推進事業	学校教育課	A	A	B	C	B	A	B	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	改善改革しながら 継続	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	I C T 教育環境の整備を図り、 I C T 支 援員を充実させ、教職員の指導力の向上 に努められたい。	拡充 （人・モノ・カネ等 の拡充）	外部評価の意見を効果的に 推進するために、市情報担 当部署の再設を意見する。
3	中学校施設整備事業	学校教育課	A	A	A	B	A	A	B	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	改善改革しながら 継続	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	中学校の施設整備を計画的に進め、生徒 の安全で快適に学ぶ環境の整備に努めら れたい。	拡充 （人・モノ・カネ等 の拡充）	外部評価のとおり
4	児童生徒自立支援事業	指導課	A	A	A	C	C	B	A	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	教育支援センターフレンド「ゆうの木」 の相談体制の充実、関係機関との連携を 図り、適応指導の推進に努められたい。	改善改革しな がら継続	外部評価のとおり
5	学校図書館運営事業	指導課	A	B	B	B	A	A	B	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	改善改革しながら 継続	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	魅力ある図書の整備と学校司書の配置に 努め、読書活動を一層推進されたい。	拡充 （人・モノ・カネ等 の拡充）	外部評価のとおり
6	紬のふるさと体験授業推進事業	指導課	B	B	A	B	C	A	A	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	紬の着付け体験を通して、伝統工芸への 理解と郷土愛を深められたい。	改善改革しな がら継続	外部評価のとおり
7	青少年教育推進事業	生涯学習課	A	A	A	B	A	A	A	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	若手指導者の育成と家庭・地域の連携を 強化し、青少年の健全育成に努められたい。	改善改革しな がら継続	外部評価のとおり
8	公民館運営事業	生涯学習課	A	A	A	A	B	A	A	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	今日的課題や市民のニーズを取り入れ、 幅広い年齢の市民が参加できる講座の企 画・運営に工夫されたい。	改善改革しな がら継続	外部評価のとおり
9	伝統的建造物群保存対策事業	生涯学習課	A	A	A	A	A	A	A	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	歴史的建造物を活かした街づくりを推進 し、市民全体に歴史的遺産の重要性を発 信されたい。	改善改革しな がら継続	外部評価のとおり
10	スポーツ団体・指導者育成事業	スポーツ振興課	A	A	A	C	A	A	A	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	改善改革しながら 継続	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	スポーツ推進委員の人材確保や、スポー ツ団体との連携を図り、様々なスポーツ を体験できる機会の充実にも努められたい。	拡充 （人・モノ・カネ等 の拡充）	外部評価の意見のほか、各 体育組織の一元化について の協議を図られたい。
11	体育施設管理事業	スポーツ振興課	A	A	A	B	C	B	B	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	改善改革しながら 継続	市民スポーツの拠点として、利用者の安全 性、利便性に考慮し、計画的な改修・更 新の推進を図られたい。	改善改革しな がら継続	外部評価のとおり
12	体育施設管理運営事業 （鹿窪運動公園管理運営）	スポーツ振興課	A	A	A	B	A	B	A	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	改善改革しながら 継続	拡充 （人・モノ・カネ等の拡 充）	「市民 1 人 1 スポーツ」「成人週 1 ス ポーツ」の実現に向け、施設の計画的な 改修・整備に努められたい。	拡充 （人・モノ・カネ等 の拡充）	外部評価のとおり

【 参 考 資 料 】

(I) 令和2年度結城市教育事務点検・評価実施方針

令和2年11月20日

結城市教育委員会

本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、結城市教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方法等について定めるものである。

1 趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、20年4月1日から施行された。教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感をもって責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していくため、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方及び私立学校に関する教育行政について所要の改正が行われた。

この改正に伴い、新たに教育委員会に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」が義務付けられたため、結城市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について、外部の知見を活用して点検及び評価を行い、課題や事業の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される開かれた教育行政を推進する。

2 評価対象

結城市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する施策、事務事業について、点検及び評価を行う。

3 評価方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策、事務事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 結城市が実施している行政評価システムを活用するものとし、結城市行政評価実施要項及び結城市行政評価実施方針に基づき、事務局が選択した事業について、評価対象事業担当課の記入者評価・1次評価及び企画調整会議による最終評価の再評価を行う。
- (3) 外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する施策、事務事業の内部評価を取り

まとめ、結城市行政評価実施方針別表 2 により、学識経験者の意見を聴取したうえで、教育委員会において最終点検及び評価を行う。

4 外部評価

- (1) 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「結城市教育事務評価委員」を置く。
- (2) 教育事務評価委員は、3 人以内とし、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (3) 教育事務評価委員の任期は、2 年とする。

5 評価結果の活用

点検・評価の結果を踏まえ、次年度以降の事業運営に反映させる。

6 評価結果の公表

- (1) 教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、結城市議会に提出する。
- (2) 市民に開かれた教育行政を運営するため、施策、事務事業の評価結果については、市ホームページで公開する。

(Ⅱ) 結城市教育事務評価委員設置規則

平成20年8月26日

教委規則第10号

改正 平成27年3月25日教委規則第1号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、結城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たって、学識経験者の知見の活用を図るとともに、その客観性を確保するため、結城市教育事務評価委員（以下「評価委員」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 評価委員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委嘱)

第3条 評価委員は、3人以内とし、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 評価委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表評価委員)

第5条 評価委員に代表評価委員を置き、評価委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表評価委員は、評価委員を代表し、評価委員の事務を統括する。
- 3 代表評価委員に事故があるときは、あらかじめ代表評価委員が指名する評価委員がその職務を代理する。

(評価委員会議)

第6条 評価委員は、必要に応じ、第2条の所掌事項について協議するため、評価委員会議を開催するものとする。

- 2 評価委員会議は、代表評価委員が招集し、代表評価委員がその議長となる。
- 3 評価委員会議は、評価委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 代表評価委員は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員に関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

付 則（平成27年3月25日教委規則第1号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行し、第3条の規定による改正後の結城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定（同条第13号に係る部分に限る。）は、平成26年11月1日から適用する。

(Ⅲ) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

昭和31年法律第162号

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。

(6) 第27条の2及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(Ⅳ) 令和２年度結城市教育事務点検・評価の実施経過

期 日	内 容
令和２年６月 １日 ～６月３０日	令和元年度行政評価シート作成 ・担当職員の記入者評価実施 ・担当課長の１次評価実施
８月２１日 ９月２４日 １０月 ９日	企画調整会議 ・新規事務事業、主要事務事業及び一般事務事業 １次評価結果の説明 再調整事項の確認 最終評価実施
１２月１６日	第１回教育事務評価委員会議 ・教育事務の点検・評価方法説明 ・教育事務事業内部評価結果の説明
１２月２２日	第２回教育事務評価委員会議 ・教育事務事業評価の外部評価実施 ・外部評価結果を教育委員会に報告
１２月２５日	教育委員会１２月定例会 ・教育事務事業評価の外部評価報告 教育委員会最終点検・評価実施
令和３年１月４日～	教育事務の点検・評価結果報告書作成
１月２６日	教育委員会１月定例会 ・教育事務点検・評価結果報告書の決定
３月	議会に教育事務点検・評価結果報告書を提出
	市ホームページに教育事務点検・評価結果を公表